

入 札 公 告

次のとおり，一般競争入札に付します。

平成 30 年 6 月 11 日

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部
神奈川県済生会横浜市東部病院
院 長 三 角 隆 彦

1. 競争入札に付する事項

(1) 事 業 名 称

ベッドパンウォッシャーの整備

(2) 入 札 案 件 名 称

ベッドパンウォッシャー 11 台 一式のメンテナンスリース

※案件名称は，当院呼称とする。

(3) 契 約 月 数

84 か月

(4) 納 入 期 限

平成 30 年 12 月 31 日（月）まで

(5) 納 入 場 所

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部神奈川県済生会横浜市東部病院（以下，「当院」という。）

(6) 所 在 地

〒230-0012 神奈川県横浜市鶴見区下末吉三丁目 6 番 1 号

(7) 入 札 方 法

- ① 前記 1（2）で示す医療機器等（以下，「本件」という。）を入札に付する。
- ② 入札金額については，調達物品の本体価格のほか，搬入，据付，配線，配管，調整，改修，設置等，各件に要する一切の諸経費を含めて入札金額を記載すること。
- ③ 落札決定に当たっては，入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので，入札金額については，消費税に関わる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず，消費税相当額の除いた金額を記載すること。

(7) 調達内容及び条件

- ① 調達物品仕様書による。

（本院ホームページ (<http://www.tobu.saiseikai.or.jp>) からダウンロードしてください。）

- (ア) 前記 1（2）①は，調達物品仕様書（本公告に添付）記載の要件を満たすものであること。

- ② 機器のメーカー保守点検契約に係る費用を含むメンテナンスリースとする。
- ③ リース契約期間満了後は再リースをせず、譲渡することを条件とする。
- ④ 本件調達において、動産総合保険を付保しない。

(8) 予 定 価 格
有り

(9) そ の 他

詳細は、入札説明書及び調達物品仕様書（以下、「入札関係書類」という。）による。

2. 競争入札参加資格

(1) 次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

- ① 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者。
- ② 以下の各号のいずれかに該当すると認められるときから2年を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に業務を粗雑にし、又は業務に関して不正の行為若しくは業務の遂行に当たって遵守しなければならない事項に反したとき。
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために談合したとき。
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (エ) 競争入札の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (オ) 正当な理由がなくて当院との契約を履行しなかったとき。
 - (カ) その他、当院に著しい損害を与えたとき。
 - (キ) この項（この号を除く。）の規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- ③ 済生会本部、支部及び施設（以下、「実施法人本部等」という。）の役員又はこれらの親族が役員をしているなど、実施法人本部等と特別な関係にある者。
- ④ 入札対象案件の製造元（メーカー）が、100%出資する販売（子）会社である者。
- ⑤ その他、当院が不相当と認めた者。

(2) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。

- ① 入札前に提出する書類に虚偽の事実を記載した者。
- ② 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者。

(3) 次の要件をすべて満たしている者であること。

- ① 平成29・30年度横浜市一般競争入札資格者名簿（物品・委託等）において「5 賃貸」の「402 一般賃貸」に登録が認められている者で、細目「B 医療機器リース」の入札参加資格を有していること。
又は平成28・29・30年度全省庁統一資格者名簿において「物品の販売（医療用機器類）」及び「役務の提供等（賃貸借）」として営業品目の登録が認められている者であること。
- ② 貸金業法（法令番号 昭和58年法律第32号）の定める貸金業登録がなされている者、又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年

法律第 145 号) 第 39 条に基づく高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可を有する者.

- ③ リース事業を有していること.
- ④ 横浜市内で 500 床以上の病院との取引実績があること.
- ⑤ 本件について、当院が指定する日時、場所に十分納品することができることを証明した者であること.
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（法令番号 平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号）に規定するところの暴力団、準構成員またはその関係者でないこと.
- ⑦ 会社更生法（法令番号 平成 14 年 12 月 13 日法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（法令番号 平成 11 年 12 月 22 日法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者. なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続き開始の決定がなされた後において当局の参加資格の再認定を受けている者（再認定後の競争参加資格による）.

3. 入札に係る書類の提出等

(1) 入札に係る書類の提出場所、問い合わせ先及び問い合わせ方法

〒230-0012 神奈川県横浜市鶴見区下末吉 3 丁目 6 番 1 号

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部神奈川県済生会横浜市東部病院

事務部購買室 担当：森田

電 話：045-576-3000(代表)

ファクシミリ：045-576-3525

E メール：yo_morita@tobu.saiseikai.or.jp

*問い合わせについては、書面（ファクシミリでも可）又は E メールで行うこと.

(2) 入札参加に係る書類の提出及び資格確認申請結果通知

① 入札参加希望者は、平成 30 年 6 月 15 日（金）15 時 00 分までに別紙「一般競争入札参加資格確認申請書」（本公告に添付）及び「秘密保持に関する誓約書」（本公告に添付）並びに前記 2（3）①、②及び③に記載した資格を確認できる書類（以下、「入札前提出書類」という。）を直接持参するか配達記録が残る郵便等（郵便等は、当日必着のこと。）により前記 3（1）に記載した入札に関する事務を担当する所属に提出すること.

② 資格確認申請結果については、平成 30 年 6 月 15 日（金）15 時 00 分以降に入札担当者情報に記載された宛先に対して文書にて通知する.

(3) 入札説明会の日時及び場所等

各件入札に係る入札説明会は実施しない.

(4) 入札関係書類の交付方法

前記 3（2）の資格確認申請結果において、本件入札参加資格「有」とされた入札参加希望者に対して、前記 3（2）②と合わせて、希望申請された入札案件に係る入札関係書類を交付する.

(5) 開札日時

平成 30 年 6 月 25 日（月）10 時 00 分より

(6) 開札場所(予定)

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部神奈川県済生会横浜市東部病院 3階応接室

※郵送入札可

(7) 開札への立会い

各件入札に対する開札における入札者の立会いは、不要とする。

(8) 落札結果

各件入札に対する落札結果については、落札結果を落札事業者に対してのみ電話及び文書にて通知する。

(9) その他

詳細は、入札関係書類による。

4. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に要求される事項

① 競争入札参加者は開札日の前日までの間において、入札前提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

② 入札前提出書類は当院において審査するものとし、採用しうると判断した入札前提出書類を添付(提出)した入札参加希望者を入札参加対象者とする。

(4) 入札の無効

① 本公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書及び入札者に求められる業務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

② 前記3(2)②において、各件入札参加資格「有」として入札した場合であっても、開札後、改めて資格を確認して資格の確認ができなかった場合は、入札の無効とする。

(5) 落札者及び落札価格の決定方法

提出された有効な入札書のうち、予定価格(総価)の制限の範囲内で最低価格の有効な入札を行った入札者を落札者とする最低落札価格方式により、落札者及び落札価格を決定する。

※詳細は入札関係書類による。

(6) 契約書の作成の要否

要。

(7) その他

詳細は、入札関係書類による。

5. 添付資料

(1) 調達物品仕様書(ベッドパンウォッシャー)

(2) 一般競争入札資格確認申請書

(3) 秘密保持に関する誓約書

以上

調達物品仕様書(ベッドパンウォッシャー)

社会福祉法人 恩賜
財団 済生会支部神奈川県済生会横浜市東部病院

I. 事業名称

ベッドパンウォッシャーの整備

II. 入札案件名称

① ベッドパンウォッシャー 11台 一式

III. 入札公告日

平成30年6月11日(月)

IV. 概要

現在、当院設置されているベッドパンウォッシャーは、開院依頼使用している。老朽化により診療に支障をきたす恐れがあり、買い替えが必須な状況のため、既存装置から更新整備を行う必要がある。

V. 目的

この度の買い替えは、既存装置の老朽化によるもので、整備をすることにより、衛生的で安全性の高い環境が実現でき、横浜市の中核病院として「より質の高い医療」を提供できる体制を整えることを目的としている。

VI. 整備要件

1. 病棟に設置するベッドパンウォッシャー11台を一式とし用意すること。

VII. 調達物品

1. 病棟に設置するベッドパンウォッシャー11台 一式
2. 搬入・設置条件及び調整等に関すること
3. サービス体制・保守体制・定期点検に関すること
4. その他

〔調達物品の備えるべき技術的要件〕

1. ベッドパンウォッシャー 11台 一式
- 1-1. ベッドパンウォッシャーは以下の要件を満たすこと。
 - 1-1-1. 汚物が入った便・尿器をそのままセットするだけで処理を実現すること。
 - 1-1-2. 汚物容器を作業者の正面からセットする全面ドア方式であり、ドアは手動により開閉し、始動スイッチを押すと洗浄、消毒、乾燥の全工程を自動的に実現すること。
 - 1-1-3. 機器の汚れに応じた3種類のプログラムを選択できるスイッチを有していること。
 - 1-1-4. 蛋白凝固防止のため、最初に冷水洗浄の後、温水洗浄できる機能を有していること。
 - 1-1-5. 洗浄後の水滴が残らないよう洗浄室の形状はコーナーに丸みと傾斜のあるプレス一体成型構造であること。
 - 1-1-6. 被洗浄物の内側、側面、背面、底面等全方向から洗浄できる構造であり、洗浄には洗浄材を使用すること。
 - 1-1-7. 洗浄完了後、独立した内臓水蒸気発生器による熱消毒を実現していること。
 - 1-1-8. 国際規格ISO15883-3に準拠し、A0値による消毒管理ができる機能を有していること。
 - 1-1-9. A0値は最低60～3000まで設定可能であること。
 - 1-1-10. 消毒管理は「消毒温度・消毒時間」と国際規格の「A0値」の2方式から選択できること。
 - 1-1-11. 消毒管理を「消毒温度・消毒時間」に選択したときの温度は70℃～95℃、時間は30秒～600秒まで可変できること。
 - 1-1-12. 毎回、全ノズルから蒸気を噴射して、ノズル及び、機器内部配管を消毒できること。

- と。
- 1-1-13 水圧による洗浄効果の差をなくし、均一な洗浄効果が得られること。
- 1-1-14 ポンプによるリンス剤(スケール除去剤、水滴付着防止剤)自動ミキシング機能を有していること。
- 1-1-15 最終工程で、外気を取り入れ残留蒸気を排水管へ排出する乾燥機能を有していること。
- 1-1-16 扉は蒸気が一切外部に漏れない完全密閉式であること。
- 1-1-17 洗浄工程の進行状況を日本語で表示できること。
- 1-1-18 運転中は安全装置によりドアが開かない構造であること。及び完全に工程が終了しないとドアが開かない構造であること。
- 1-1-19 トラブル発生の際は自動的に緊急停止して警報を鳴らし、エラーの内容を表示する機能を有すること。
- 1-1-20 排水詰まりセンサーを有すること。
- 1-1-21 便器、尿器、ポータブルトイレ用バケツ、膿盆等を洗浄するための専用バスケット及び標準ラックを有すること。
- 1-1-22 メンテナンス及び保守点検等は全て前面よりのアクセスで対応できること。
- 1-1-23 材質はステンレス製(SUS304)であること。
- 1-1-24 電源は三相、もしくは単相200Vアース付きの設計であること。
- 1-1-25 本体サイズはW500mm×D450mm×H1730mm以内であること。
- 1-1-26 電源や配管等、当院の既存の設備が使用でき、一次側工事が不要であること。

- 1-2 メンテナンスは以下の要件を満たすこと。
- 1-2-1 1-1の機器に対し、場所、時間のいかなを問わず、火災、落雷、盗難、風災、取り扱い使用上の拙劣または過失による故障、輸送中における故障およびその他偶発の事故など、医療目的で生じたすべての故障に対しての修理を保証範囲とすること。
- 1-2-2 1-1の機器の定期点検を年1回以上行うこと。
- 1-2-3 メンテナンス対応期間は84か月とする。
- 1-3 調達物品は、次の項目を用意すること。
- 1-3-1 ベッドパンウォッシャー 11台
- 1-3-2 専用バスケット 11台 ※1-2-1専用

〔調達物品の整備に係る技術的要件以外の必須要件〕

- 2 搬入・設置条件及び調整等に関すること。
- 2-1 搬入・設置条件及び調整等については、次の要件を満たすこと。
- 2-1-1 設置場所は、病院が指定した場所に設置し、平成30年月日までに、引き渡しを完了すること。ただし変更のある場合には別途、病院と協議の上引き渡し日を決定すること。
- 2-1-2 調達物品の搬入および仕様を満たした据付、配線、調整等の工事について業者の負担にて行うこと。
- 2-1-3 装置および周辺機器の配線等は、病院の関係者と十分協議したうえで施工すること。
- 2-1-4 設置後にISO/TS15883-5に準拠したオーストリアの方法で、全ての機器の洗浄評価を行い、報告書を病院に提出すること。その洗浄評価にかかる費用は業者が負担すること。
- 3 サービス体制・保守体制・定期点検に関すること
- 3-1 サービス体制・保守体制・定期点検については、次の要件を満たすこと。
- 3-1-1 調達物品の故障、不具合に対して、保守等に関する契約を締結するか否かに関わらず夜間および祝祭日でも修理等の対応、連絡体制が整備されていること。
- 3-1-2 調達物品の故障、不具合に対して、修理等の対応は営業時間内(平日9時から17時)の受付とする。
- 3-1-3 営業時間外または休業日に発生した故障、不具合に対しては、翌営業日の受付とする。

- 4 その他
- 4-1 その他については、次の要件を満たすこと。
- 4-1-1 詳細な内容及び本仕様書に記載していない内容については、病院担当者の指示によること。

以上

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

社会福祉法人^{思 賜 財 団} 済生会支部
神奈川県済生会横浜市東部病院
院長 三角 隆彦 様

住所（所在地）

氏名（法人名）

（代表者名）

印

入札担当者情報

部署名	
氏名	
電話番号	
ファクシミリ番号	
Eメールアドレス	

下記の入札への参加のため、競争入札参加資格の確認を申請します。

事業名称	ベッドパンウォッシャーの整備
入札案件名称	<input type="checkbox"/> ① ベッドパンウォッシャー 11台 一式

※入札参加希望する入札案件名称の□内にチェックを記入すること。

<注意>

1. 提出年月日は、必ず記入すること。
2. 印は、外国人又は外国法人にあつては、代表者の署名をもって代えることができる。
3. 用紙の大きさは、A列4（縦）とする。

秘密保持に関する誓約書

平成 年 月 日

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部
神奈川県済生会横浜市東部病院
院長 三角 隆彦 様

住所（所在地）
氏名（法人名） 印
（代表者名）

電話番号： () -

（以下、「当社」という。）は、社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部神奈川県済生会横浜市東部病院におけるベッドパンウォッシャーの整備に係る入札の検討（以下、「本件目的」という。）を行なうにあたり、貴院から当社に対して開示される秘密情報（以下、「秘密情報」という。）の取扱いに関し、以下、記載条項のとおり誓約します。

（秘密情報の定義）

第1条 本件秘密情報とは、本件目的の実施にあたって書面・口頭その他の開示の方法を問わず開示される一切の情報をいいます。ただし、以下のいずれかに該当する情報については、この限りではありません。

- (1) 開示を受ける以前より、自ら保持し、又は第三者から入手していた情報。
- (2) 開示を受ける時点で既に公知であった情報、又はその後公知となった情報。
- (3) 守秘義務を負わない第三者から正当に入手した情報。
- (4) 当社が秘密情報を利用せずに独自に開発した情報。
- (5) 貴院から書面により開示の承認を得た情報。

（秘密情報の取扱い期間）

第2条 本誓約書の有効期間は、貴院が存続する期間継続するものとします。

（表明及び保証）

第3条 貴院が秘密情報の内容の正確性、完全性及び最新性につき何らの表明及び保証（明示か黙示を問わない。）を行なわないことを当社は了承します。

- 2 当社は、秘密情報が不正確であった場合等においても、これについて貴院に対し損害賠償の請求その他一切の異議を申し立てないものとします。

(秘密情報の取扱い)

第4条 当社は、秘密情報について厳に秘密を保持し、本件目的のみのために使用するものとし、本誓約書において認められた場合を除き、第三者にこれを開示し、漏洩し、公表しません。

- 2 当社は、当社及びその関連会社の社内においても、本件目的達成のために関係する、必要最小限の役員及び一部特定の従業員以外の役員及び一般従業員に対しては、一切情報を開示せず、また情報の開示を受ける一部特定の従業員に対しても、在職中及び退職後においても秘密を完全に厳守せしめ、かつ本件目的以外に使用させないよう万全の対策を講じます。

(秘密情報取扱いの例外)

第5条 当社は、秘密情報の開示の相手方として事前に貴院の書面による同意を得た者及び次に掲げる者に対して、合理的に必要とされる範囲の情報を開示することができるものとします。

- (1) 顧問弁護士、会計監査人
- (2) 秘密の厳守及び本件目的以外の利用禁止を条件として、本件目的の実施に関し助言を求める会計士、その他外部の専門家
- (3) 裁判所又は行政庁から法令に基づき秘密情報の開示にかかる命令を受けた場合における当該官公署
- (4) 法令に基づき当社を監査する官公署又は団体からその監督の目的のために秘密情報の開示にかかる要請を受けた場合における当該官公署又は団体

(善管注意義務)

第6条 当社は、善良なる管理者の注意をもって、貴院又は貴院の指定する者より交付を受けた秘密情報に関する調査報告書、書面、図面、見本その他一切の資料を保管使用します。

(利害関係人との接触の禁止)

第7条 当社は、貴院の事前の承認がない限り、本物件の使用者、占有者、賃貸借人、その他本件目的と関係のある第三者と接触しないものとします。

(秘密情報の返還)

第8条 当社は、本件目的の実施が終了したとき又は貴院より請求を受けたときには、直ちに開示された本物件に関する一切の秘密情報を、貴院の指示に従い貴院に返還又は当社の責任において破棄します。

(損害賠償)

第9条 貴院は、当社が本誓約書に違反したことにより貴院が損害を受けた場合は、当社に損害賠償を請求できるものとします。

(準拠法及び管轄裁判所)

第10条 本契約は日本法を準拠法とし、本契約に係る問題は日本法に従って取扱うものとします。

- 2 当社は本誓約書に関し、争いが生じた場合は横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに同意します。

以上